

Kobayashi

Takaharu

Nojiri

2008.9  
第4号

# 小林市・高原町・野尻町 合併協議会だより

炎天下に規律と迅速・正確な操法を競う勇姿  
消防団西諸支部消防操法大会を開催



ポンプ自動車の部・優勝：野尻町消防団第3分団第6部



小型ポンプ積載車の部・優勝：小林市消防団第2分団第12部



小型ポンプの部・優勝：小林市消防団第3分団第10部



規律正しく勇壮な分列行進を披露した高原町消防団

## CONTENTS

### 第4回協議会報告

国民健康保険、高齢者福祉・障害者福祉等  
4項目を提案・確認

小委員会を開催

・ 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会  
・ 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

新市基本計画住民アンケート結果報告  
協議会からのお知らせ



# 第4回 協議 報告

7月31日

## 国民健康保険、高齢者福祉、障害者福祉等4項目を提案・確認

7月31日、小林市須木総合ふるさとセンターで、第4回協議会を開催し、国民健康保険、高齢者福祉、障害者福祉、その他関係（財政）についての提案・確認が行われました。障害者福祉は、一部修正確認・継続協議となりました。



▲福祉関係を中心に熱心な協議が展開されました。

### 報告事項

第3回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第3回協議会以降に開催された、会議や専門部会・分科会等の経過について報告しました。

### 協議事項

国民健康保険事業の取扱いの変更について 〈変更・確認〉

前回確認した調整方針のうち、保険税賦課割合、保険税率、一世帯、一人当たりの保険税についての調整方針の変更について提案・協議し、原案のとおり確認されました。  
高齢者福祉関係について

〈確認〉

施設整備補助金交付制度、養護老人ホーム、配食サービス

ス、外出支援サービス、緊急通報システム事業、シルバー人材センター、寝たきり老人

等介護見舞金、福祉タクシー、敬老祝金、敬老関係事業について、調整方針案を提案・協議し、原案のとおり確認されました。

障害者福祉関係について

〈一部修正確認・継続協議〉

障害者福祉計画、障害福祉計画、重度心身障害児年金、重度心身障害者医療費助成について、調整方針案を提案・協議しました。

委員から小林市の単独事業・

助成分の廃止に対し反対意見が出されたため、重度心身障害児年金については、調整方針を修正して確認、重度心身障害者医療費助成については、次回継続協議となり、計画の

2項目は、原案のとおり確認

されました。

その他関係（財政）について

〈確認〉

以上の項目については、幹事会、専門部会の調整方針を確認しました。



# 委員から次のような意見・質疑が出されました。

## ●高齢者福祉関係について

委員：シルバー人材センターの一本化について、専門部会・幹事会等でどのような議論がなされ、今後どのように調整されるのか。1市2町の作業賃金の違いは。また、敬老祝金の支給額が違うが、小林市に統一した場合、新市での財源負担はどの程度の増になるのか、具体的な調整方針は。

分科会：シルバー人材センターについては、専門部会・幹事会では特段何も出なかった。方向性が決まれば、各シルバー人材センターの長を集めて、説明を行う。作業単価について具体的な協議はしていないが、西諸地区でだいたい統一している。

敬老祝金は、合併後の試算では、平成20年度2,225千円、平成23年度2,775千円、平成24年2,335千円の増となる。

## ●障害者福祉関係について

委員：障がい者に対する「害」という字は、イメージ的なもの等もあるため、新市基本計画に合わせて、ひらがな表記の「障がい」に統一した方が良いのでは。

分科会：基本的に法律や制度等で「障害者〇〇法」等とある場合は、そのまま「害」を使う。一般的には「障がい」というひらがな表記が良いということで、小林市では各課に通知をしたところである。

### ■重度心身障害児年金

委員：重度心身障害児年金の段階的な引き下げ、廃止は、福祉の後退につながるのではないかと。平成19年度で119万円くらいであれば継続できないか。

分科会：対象者は高原町が12名、野尻町が5名であり、金額的には612千円程度の増であるが、特別障害児扶養手当等もあるため、これは廃止しようということになった。

委員：わずか月3千円、総体的に見ても200万円足らずであり、このくらいはどこかで辛抱すれば何とかかなるのではないかと。

委員：この制度は、小林市と旧須木村が合併して新しくできた制度と聞いている。財政的に厳しいから廃止というのは、弱者切捨てにつながってくる。再度検討し直して継続してほしい。

委員：重度の心身障がい児を抱える家庭にとっては、かなり大きな負担。月3千円でもありがたい制度であり、高原町、野尻町にも対象者がいるため、再度検討してほしい。

委員：重度心身障がい児を持つ親御おやごさんに年金の使い道を聞くと、おむつ代、リハビリ等のガソリン代、薬代等に使っており、子どもを施設に預けても何かあったら迎えに行かないといけないため、母親は働けない。障がい児を持つ親にとって3千円は貴重であり、廃止は実情無視の福祉後退。実情を踏まえて再検討すべきである。

### ■重度心身障害者医療費助成

委員：重度心身障害者医療費助成の対象者の療育手帳A、B1、B2とはどういう意味か。

分科会：Aの方が療育の程度が重い方、B1、B2の方は日常生活等に多少の影響はあるが、比較的程度の軽い方で、程度が重い順にA、B1、B2、Cというランクになる。

委員：障がい者を抱える家庭は、かなりの医療費がかかっている。財政面では厳しいが、小林市の制度を廃止するのではなく、できるだけ助成がなくなるような方法は考えられないものか、再度検討をお願いする。

委員：B1、B2の方だけ除外するのはおかしい。Aに近い障がいの程度の方もいる。小林市だけの事業だから廃止するというにはならない。財政面だけで弱者切捨てにつながるようなことではいけない。

委員：小林市の制度を廃止するのは、何を目的としてのことか。

分科会：県の事業で医療費助成をやっており、小林市の単独事業で療育手帳B1、B2所持者まで対象とした。年々増えて、その財源が1,800万円近くになっている。財源的なものが一番の理由である。

委員：幹事会が調整方針を決めるには裏付けがある。合併は基本的に行政改革が目的。高原町、野尻町ではなく、小林市だけの事業であり、財政面を踏まえるとどうなのか、後々に禍根が残らないよう良く検討してほしい。

委員：制度廃止の理由が行財政改革というが、行財政改革にはだれも反対していない。高原町、野尻町にないから、小林市の事業を廃止するのは福祉の後退である。合併の名を借りて、障害福祉計画にある適切な障害者施策を放棄しつつある。この提案内容と障害者福祉計画との整合性が認められない。再度検討することを要請する。

### 【お詫びと訂正】

協議会日より第3号の3ページで、下水道関係について、小林市の公共下水道事業への委員の質疑に対し分科会が「平成22年度までに事業完了予定である」と答えておりますが、誤りがありましたので、お詫びして次のとおり訂正させていただきます。

小林市は公共下水道の第3期事業実施を計画しており、平成22年度の認可を予定しています。事業実施にあたり、測量委託を今年度（平成20年度）中に発注する予定です。

その測量結果を受けて、事業内容等を決定していくため、現時点では事業費や期間等の明確な数値を報告できない状況です。

なお、財源内訳については、国が45%、残りの55%を市が負担します。市負担のうち約90%が起債、残りの10%は負担金や使用料等の収入を充てます。

当初の全体事業面積は630haと計画していましたが、約400haへの変更を考えています。第3期の事業期間については、全体の計画目標年次が平成37年度となっていますが、測量結果によって期間も流動的です。

## ●今回確認された調整方針の内容

項 目	調 整 方 針
協定項目第22号 「国民健康保険事業の取扱い」の変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。<u>ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。(変更・確認)</u></li> <li>2. 一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。<u>ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。(変更・確認)</u></li> <li>3. 出産育児一時金は、小林市の制度に統一する。</li> <li>4. 葬祭費については、高原町・野尻町の制度を適用する。</li> <li>5. 温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。</li> <li>6. あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度に統一し、制限回数については、高原町・野尻町の制度に統一する。</li> <li>7. 人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。</li> <li>8. 保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を充てる。</li> <li>9. 国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。</li> <li>10. 国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。</li> </ol>
協定項目第25号 「各種事務事業の取扱い」のうち「(5) 高齢者福祉関係」	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>施設整備補助金交付制度</b> 施設の老朽化や建築基準法改正による整備が生じる可能性があるため、現行の小林市の制度を継続する。なお、補助金額等については、合併までに調整を図る。</li> <li>2. <b>養護老人ホーム</b> 養護老人ホームについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>3. <b>配食サービス</b> 対象者は小林市の制度に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。</li> <li>4. <b>外出支援サービス</b> 地域の実情を踏まえ、現行のまま新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。</li> <li>5. <b>緊急通報システム事業</b> 委託先は小林市の制度に統一するが、利用料については、合併後2年を目処に統合するよう調整する。</li> <li>6. <b>シルバー人材センター</b> 各シルバー人材センター間の協議のうえ、小林市の制度に統一する方向で調整する。</li> <li>7. <b>寝たきり老人等介護見舞金</b> 小林市の制度に統一するが、支給額、対象要件については、合併までに見直し調整する。</li> <li>8. <b>福祉タクシー</b> 小林市の制度に統一するが、支給対象者等の見直しを検討し調整する。</li> <li>9. <b>敬老祝金</b> 敬老祝金の支給については、小林市の制度に統一する。</li> <li>10. <b>敬老関係事業</b> 敬老関係事業、米寿・喜寿の祝及び合同金婚式については、地域の特性を考慮し、当面現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後に見直し調整する。</li> </ol>
協定項目第25号 「各種事務事業の取扱い」のうち「(6) 障害者福祉関係」	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>障害者福祉計画</b> 計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりを含め、合併後1年を目処に新たな計画を策定する。</li> <li>2. <b>障害福祉計画</b> 平成20年度の第2期計画策定時に、計画の策定方法や見込量の算出方法を統一し、合併後1年を目処に統合するよう調整する。</li> <li>3. <b>重度心身障害児年金</b> <u>小林市の制度に統一する。(修正・確認)</u></li> <li>4. <b>重度心身障害者医療費助成</b> <u>(継続協議)</u></li> </ol>

# 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会を開催

## 第3回小委員会

7月14日 小林市役所大会議室

### ■議会議員の定数及び任期等

小林市選出委員から「定数特例」、高原町・野尻町選出委員から「在任特例」を望む意見が多く出されましたが、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとしました。

### ●小林市選出委員の意見

・原則だと2町は納得されないだろう。定数か在任の二者択一ということで進めていただきたい。



▲第3回小委員会

・個人的には在任特例と言いたいが、財政的なことを考え、定数特例を適用する考えを持つている。

・今回は編入合併ということなので、定数特例が望ましいと考える。

・合併の意義を考える時、経費を削減することが重要ではないか。定数特例が良い方法ではないか。

・小林市議会では大方が定数特例という声である。仮に在任特例の場合、議場に44名入ることになる。会議場所をどうするのかということからも定数特例である。

・小林と須木が合併して2年足らず。その間、高原町と野尻町が小林市との合併に進まれた経緯をお聞きしたい。2年間でなぜ方向性が変わったのか。

・高原町、野尻町の方から合併してくれと言ってきた。小林市には前回の不信がある。在任、在任と主張されると、編入合併とは一体何なのか。

・市民から、「前回合併していれば、今回の協議経費等も必要なかった、なぜ今ごろ合併か」と言われている。

・高原町、野尻町が編入合併ということで定数特例を受け入れていただければ、角も立たずに話が前に進むのではないか。

・いかに経費削減するかが合併の目的。定数特例しかないのではないか。

・小林市議会は、行財政改革や前回の両町の離脱の経緯からほとんど定数特例という意見である。

・本来ならば原則で失職だが、せめて定数

特例を認めないと不安だろうということでも譲歩している。

・住民の真の関心事は議員定数。議員の定数減を恐れているのは、地域住民は合併に賛成しないのではないか。

・住民の感情を重視したい。小林市民だけでなくほかの2町住民の意見も聞くが、議員定数減は仕方ない、何のための合併かという声がある。

・小林は定数特例、2町は在任特例をそれぞれ主張している。互いに言い合うだけでは前に進まない。小林がしつかり受入れ態勢を整えないといけない。

### ●高原町・野尻町選出委員の意見

・今回は編入合併という立場である。在任特例を適用していただき、在任される議員は勉強していただきたい。

・色々な方の意見を聞いたが在任特例という意見が多い。個人的に在任特例の考えである。

・合併は住民のためあるべき。在任特例の適用で幅広い意見を反映させる方が望ましい。

・昨年、合併推進が公約であった現町長が当選したということは町民の声が合併を望んでいるということである。

・合併は避けては通れない。感情論でいくと合併そのものが危うくなる。小林市が広い心で受け入れていただきたい。

・我々は前回の統一選で住民の負託を受けて、更に議員の定数も減らし、経費削減に努めている。

・定数特例適用にしろ在任特例適用にしろ、我々の試算では経費に大した差はない。

・合併後に調整する項目を1年くらい議員全員が在任してチェックすることで、住民の負託に伝えていく責任が我々にはある。

・吸収合併されるということへの住民の不安を払拭するために、やはり在任特例が必要である。

・定数特例では立続けに選挙があり、住民に混乱を来すので好ましくない。

・今度の合併は最後のチャンス。1市2町にとつて大きな損失を被ることがないよう前向きな協議をしていただきたい。

・野尻町議会では13月間在任、報酬は現行の町議会議員報酬額を据え置きという方向性で固まっている。

・在任特例を適用すれば経費がかかるというところは住民の中にある。まずは経費、次に選挙の定数という形が良い。

### ■農業委員会委員の定数及び任期等

意見を踏まえ、農業委員会委員の定数及び任期等については、次回確認することとしました。

・農業従事者は65歳以上の男性が多く、高齢化が進んでいる。若年層が少なく担い手がいないため、耕作放棄地も増加している。農業委員の重要性はよく分かり、在任特例適用で問題ないのではないか。

・農業委員は地域密着であり、公選委員だけでは足りない。在任特例で良いのではないか。

・農地は地元委員でないと分からないことがある。

・選挙区は各市町の3地域が良い。

・高齢化が進み遊休農地も増加している現状。ぜひ在任でお願いしたい。

・合併の期日次第では、在任期間は最長何年になるか。

## 第4回小委員会

7月31日 小林市須木総合ふるさとセンター1階研修室

### ■議会議員の定数及び任期等

小林市選出委員から「定数特例」、高原町・野尻町選出委員から「在任特例」を望む意見が多く出されましたが、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとしました。

### ●小林市選出委員の意見

・住民アンケートで、我々の主張の正しさを確信した。合併に期待することは「行政の効率化、行財政改革」で、「議員・職員数の削減」が一番多い。不安な点で、「議員の削減で住民の声が届かなくなる」は最下位。定数特例の適用が適切ではないか。

・合併協議会設置の議決で反対した議員も含めて、在任するのはいいかなものか。  
・小林市議会から定数特例と言われている。どうしても在任特例しか認めないのなら、小林市は合併協議から降りざるを得ない。  
・定数特例を推す理由は、①財政面②議員数の問題③委員会室・会派室の不足④議員増に伴う事務局職員の増である。

・編入で議会会場の持回りは考えられない。  
・基本的に編入合併では編入される市町村長及び議員は失職する。定数特例で高原町6名、野尻5名を救済する。合併効果を高めるには定数特例が望ましい。  
・現行報酬でいくとしても定数特例の方が経費的に少なくて済む。住民のための合併でなければならぬ。在任特例でないと本当に地域住民の声が届かないのか。他の手段はないのか。

・新市まちづくり小委員会が高原町、野尻町に合併新法に基づき地域自治区を設置することを決定した。目的は合併時の不安解消。地域協議会の下に実行組織を作り、地域自治区を充実することで地域住民の声が届くのではないか。

・2町は議員定数を削減したと言うが、小林市も削減している。住民アンケートで議員削減の声が多く、議員に厳しい意見。果たして住民は在任特例で納得されるのか。

・住民の意思確認をどこまでやっているのか。一般住民は議員の特例があることすら知らない。議員の目の前で、在任はおかしいと言えないはず。具体的な住民の回答が出ているアンケート調査結果を重視すべき。  
・高原、野尻の住民説明会はどういう説明会だったのか。住民の不安とは、おそらく議員が何人か残れば良いということ。それは地域自治区設置で解消できるのではないか。

・2町のほとんどの住民が在任特例というが、結局は議員が在任したいということ

はないか。議員が少なくなると意見が通らないと言うが、各種の地域・分野の組織・団体を通じていろいろな意見は集約できる。  
・定数特例までは小林市が良いと言っている。後は2町に選択権を与えてある。

・アンケート結果で、議員削減の声が多いのは行財政改革でなく、議員は何をしていいのかという不信感。議員が全員在任して新市のチェックをしていくのはあり得ない。  
・行財政改革は重視すべき。合併で須木の議員は11名が3名に減ったが、不安の声はない。予算面も気を遣っていたらいい。

### ●高原町・野尻町選出委員の意見

・野尻町には「野尻町の未来を考える会」という住民組織があり、「住民不安の解消のため在任特例を」という団体の声がある。

・合併後の調整や「町立病院は診療所に」との小林市民の声など、数で押し切られな

いか不安であり在任特例をお願いしたい。  
・アンケートの行財政改革面では在任特例は費用が高い。しかし住民の不安の面で、一部の地域が発展して、残りの地域は寂れる不安があると60%の人が回答していた。  
・議会の会場持回は、事前に予約が可能なので問題ない。

・在任期間中は2町の現行報酬を用い、定数特例は小林市の報酬で試算すれば、そう差が出ない。

・必ずしも在任特例でないと、住民の声を拾えないということではない。ただ議会で偏ったことが起こらないとも限らない。経費に差がないなら、在任でいかせてほしい。  
・何としても合併を成功させたい。議員が議員の身分の事を言うのは、保身に近いかもしれない。何が何でも在任特例を認めてくれということではない。

・住民アンケートは、どこまで住民が理解

して回答したか分からない。在任特例は経費がかかるイメージしかないのではないか。  
・地域自治区で本当に地域の声が届くのであれば意味があるが、やはり議員数を現状のまま在任の方が住民の不安解消になる。

・高原町では議員の定数も課題だが、病院存続の事もある。議員が減ると病院問題はどうかなるのかという不安がある。

・住民の声が届かないのでは、という意見が多数ある。合併協議会は、いろいろな意見を出しあって、新しいまちづくりを望んで前向きに進めていくべき。

・高原町の説明会は、法定協議設置前に昨年9月から各地区で開催し、なぜ合併協議をするのか、行財政改革の観点、編入合併と新設合併の違い等を説明した。

・高原町議会では区長会との意見交換会を行い、大方の区長が「在任で頑張ってくれ」と言われた。議会はチェック機関で同時に議決機関でもあり、在任を主張している。

・前回合併時は須木の議員は在任だった。合併後の定数は少なくとも結構だ。行政能力を向上するため、1年間は報酬が低くても良いので、在任特例でやらせてほしい。

### ■農業委員会委員の定数及び任期等

意見を踏まえ、「①農業委員会の委員は合併新法に基づき、在任特例を適用する②新市に農業委員会を一つ置く③1市2町の区域に3選挙区を設置する」ということを確認しました。

・在任特例の意見が多数である。  
・選挙区は3つでお願いしたい。  
・公選委員の人数は何人が。  
・選任委員の振り分け可能とは、次回でこのことを言っているのか。

・農業委員会は新市に一つで良いのでは。



▲第4回小委員会

# 新市基本計画・地域自治区等 設置検討小委員会を開催

## 第3回小委員会

7月8日 小林市役所大会議室

### ■高原町・野尻町の地域自治組織

意見を踏まえ、「合併新法に基づき、高原町・野尻町の区域にそれぞれ地域自治区を置く。設置期間は6年以内とし、須木区と期間を合わせる」ことを確認しました。

地域自治区の名称、地域自治区の区長の選任等については、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとしました。

### ●地域自治区の設置

・地域自治区の設置とは、旧須木村との合併の際と同じものにするのか。今回違ったものができて良いのか。

・現在の須木自治区の在り方は今のままでよいのか。住民の声が地域協議会を通して



▲第3回小委員会

生かされているのか。

・地域で助け合うコミュニティ組織を作っているか。各町で自治区をつくっても、住民と結びつかないのでは意味をなさない。

・高原町、野尻町の住民不安はあると思う。地域自治区を小林市も含めて設置し、その下にまちづくり委員会を作り、総体的に捉えるべき。

・行政自らが課題を持ってやるべき。現在の自治組織を大事にしてほしい。

・須木と同じような組織の方が良いのでは。地域自治区は設置したほうが良いと思う。

・住民自治とはいっても、しばらくは行政サイドで色々とすべき。

・住民参加をいかに徹底していくか。合併はゴールではなく始まりである。

・今の高原町を見て自治区を創っても機能しないのではないか。住民がいかに町のことと一生懸命取り組むかが大事だ。

### ●地域自治区の名称

・名称は「野尻町」が良いと思う。

・どの名称にするかについて、法の制約はないのか。

・「町」がつくと紛らわしいのではないのか。

・野尻町は委員で話し合っ「野尻町」としたほうが良いのではということになった。

・名称については、高原町、野尻町では住民アンケートや説明会のようなものを行う予定はないのか。

・説明会を行っているが、住民サイドで「野尻町」とする意見が多い。

・町外に出ている人の思いも考えると、「町」がなくなるのは寂しい。

・郷愁は必要ない。個人的には、須木と同じ方向を目指すべき。

・行政・市民・議会一体となって考えをまとめなければならぬ。将来市の中に「町」があるのはおかしいと考える人がいるかも知れない。

### ●地域自治区の設置期間

・須木では10年以内となったが、できるだけ早く一体感を醸成すべき。

・須木との合併の際の残りの期間で足並みを揃えた方がよい。

・10年以内というより10年と、しっかりと謳った方がよい。

### ●地域自治区の事務所の所掌事務

・前回の小委員会で総合支所の機能で確認済みではないか。

### ●地域自治区の区長の選任

・区長を置くことになると、副市長相当職を置くのかということになる。

・組織機構は部制になるのではないのか。区長設置との関係が出てくる。事務所長に職員を充てればよい。

・区長に権限があっても、副市長事務分担規則により副市長が事務を行うのであれば区長を置く意味があるのか。

・事務所の長は一般職でもよい。

・校区単位のまちづくり委員会ができて機能すれば、特別職の区長ではなく職員が事務所長でよい。財政面の事もあり、副市長と各区长で特別職が5人になって良いのか。

・住民の不安解消が第一。一体感が出るまでは区長を置き一定の権限を与えるべき。全ての決裁を本庁に上げれば、事務事業の遅滞も出てくる。

・一般職員が決裁権を持って良いのか。地域住民の意見を区長がまとめて市長に伝える必要がある。

・職員が自治区長になれば、職名の変更が必要になる。一般職員で対応できるのか。住民には期待と不安の両面がある。

・区長を置く意見が多かった。旧町の町長が区長になれば落ち着くかも知れないが、それで良いのか。

・高原町も野尻町も統一見解を示してほしい。自分は絶対区長は必要だと思いが。

### ●地域協議会の組織、委員の選任等

・まちづくり委員会をつくった時に地域の代表も入った方がよいのでは。

・まちづくり委員会は余計必要ない。地域自治区が1つあればよい。

・各地域から1人は代表が出たほうが良いと思う。

・10人以内では欠席が出ると機能しない。15人以内の方がよい。

・須木と委員数を合わせた方がうまくいくと思う。

・人口の違いがあるので、須木とは合わせなくて良いのでは。

・委員の人数は人口割でも良いと思うが、合併すると公共的団体数も減るので、そんなには要らないのでは。

●地域自治区(特例) 設置期間終了後の地域自治組織のあり方

・合併を機に、まちづくり委員会を作り上げていくことが必要。厳しい財政状況の中で、住民と一緒に難局を乗り越えたいといけない。

### ■総合支所の機能

・須木との合併の際は、職員は10年間、退職者の半数採用となった。グループ制の導入については、検討課題としてでも入れた方がよいのでは。

## 第4回小委員会

7月24日 小林市役所大会議室

### ■高原町・野尻町の地域自治組織

#### ●地域自治区の設置期間

意見を踏まえ、「地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。ただし、一定期間を経過した後、評価し、再度検討する」としました。

・設置期間が6年以内と3月31日まででは意味が違う。行政の事務執行面からは年度末までが望ましい。

・小林市の本庁舎も建替時期にきている。ただし書を入れた方がよい。

・合併後、早く融合が進んだ時は、設置期間が繰り上がる。ただし書を入れた方がよい。

・新庁舎を早めに建設してもらうことが必要。高原町、野尻町も建替えないといけないかも知れない。

・役所の組織機構と関係してくる。組織の再編は行わなければならない。再検討した結果で、設置期間が変わらないこともある。

・新庁舎建設は不確定要素が多い。設置期間は、新庁舎建設と切り離して考えた方がよい。

・ただし書は、「一定の期間経過後」と、ある程度の柔軟性を持たせておかなければいけない。

・合併後に何かあるか分からないので、「一定期間」とした方がよい。

・一定期間でなく4年と決めた方がよい。どの時点で誰が判断するのか。

・議員をはじめ良識のある方々がたくさんいるので判断できるのでは。

・一定期間としておいて今やらないといけないという時期にすればよい。



▲第4回小委員会

#### ●地域自治区の名称

意見を踏まえ、「地域自治区の名称は、それぞれ『高原町』、『野尻町』とする」としました。

・「野尻町」と、「町」を入れた方がよい。そのような意見でまとまった。

・町民の意見を聴くのが大事。須木との関係もあるが、野尻町の意見に高原町も合わせた方がよいと思う。

・須木との兼ね合いがある。そこはどうか。

・小林の意見も示してほしい。編入合併だから、小林の意見に従わないといけない。

・簡素化が一体感醸成のための基本であり、須木と合わせた方がよい。

・「町」を残したいのは年配の人の意見。若い人たちは小林市としての印象しかない。

・「町」は要らないと思う。「町」を残して一定期間経過後に判断する

ことではいけないのか。

#### ●地域自治区の区長の選任等

地域自治区の区長の選任等については、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとしました。

・須木にならって区長設置をお願いしたい。副市長相当職5人は考えられない。1年間1千万円の財源が必要。財政的に区長を置く余裕はない。

・小林市は経常収支比率が1年間に2%増えている。まず財政を把握するべき。区長設置は慎重に判断しなければならぬ。

・高原町の場合は、財政状況は改善が見られている。

・住民説明会資料によると、高原町は平成23年には5億円の赤字になると説明されているが、どうなのか。

・期間は短くても、住民の不安払拭のためには、区長設置が必要である。

・財政が厳しいのは分かっているが、小林市と2町の体制を円滑にするためにも、区長設置は必要である。

・住民の不安解消のため区長は必要と言うが、小林の住民は納得しない。

・財政面だけを考えれば落ち込むばかり。合併を申し入れた以上、小林の言うとおりにするしかないのではないか。

・高原町、野尻町の意見が小林市に伝わるのが一番大事。それができるなら、別に区長でなくてもよい。

・住民が行政にもっと参画する組織を作ることで住民の不安、懸念を払拭していくのが大事。

・地域協議会に対する期待感と同時に不安もある。受け入れる側の柔軟性が必要なのは。

・財政状況が年々悪化してきているのは事実。編入でもいいから合併させてくれと言ってきているのでは。

・町長は小林市と一緒に新しい時代を創っていくということをやっていると思う。

・新市の一体感のために区長設置等は排除していかないといけない。実際、他の地区で区長を置いても同じと聞く。

・財政問題があるから合併が必要なのは。生きたお金の使い方をしないと、とんでもないことになる。

・特別職を置くのと一般職を置くのでは違う。事務職員をもって充てれば良いのでは。それより組織をきちんと作り上げることが大事。

#### ●地域協議会の委員の選任等

意見を踏まえ、「地域協議会は、委員15人以内で組織する」としました。

・人口1万人で協議会委員が10人では少ない。15人位が良いのでは。

・色々な団体があり、多様な意見の集約には15人が適当ではないか。

・まちづくり委員会と連動していかないと住民の不安は払拭できない。地域協議会の人数は柔軟な方がよい。

・地域協議会は大き過ぎてダメ。15〜20人位が良いと思う。

・須木は見直しが必要。協議会はあるが地域団体と連携していなかった。15人は妥当なのではないか。

●協働のパートナーとしてのまちづくり協議会のあり方

意見を踏まえ、「新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校区単位を基本としたまちづくり協議会組織は、設置するよう調整する」としました。

## 第5回小委員会

7月31日 小林市須木総合ふるさとセンター2階会議室

### ■高原町・野尻町の地域自治組織

●地域自治区(特例) 設置期間終了後の地域自治組織のあり方

意見を踏まえ、地域自治区(特例) 設置期間終了後については、設置期間の項目に地域自治組織の設置の是非を検討する旨のただし書を入れることとしました。

①6年間の特例設置期間終了後に、小林市を含めた一般の地域自治区制度へ移行するということを規定しておく②一般制度への移行について検討するという規定を協議書の中に入れておく③新市の一体感の醸成等を考えて、特例の設置期間終了後に一般制度は置かないという、3つの方法について事務局から説明がありました。

・②は検討するところがあるが、これはどの期間に検討をすることになるのか。今、須木にできている地域協議会で、必要と認められた



に検討するということで良いのか。

・設置期間のただし書との整合性を図っておかないといけない。合併して首長の任期4年間自治区を設置したと想定して、その時点で存続について議論があるべき。

・ここで、断定的に私たちが判断するのは難しい。そのときの議会や首長が判断するもの。柔軟性のある表現にしておかないといけない。

・一体感が醸成されれば要らないと思う。一定期間で見直し、条件として一般の自治区を置くことを検討すると入れれば良いのではないか。

### ●地域自治区の区長の選任等

地域自治区の区長の選任等については、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとしました。

・財政問題抜きには考えられない。野尻町、高原町は自立が難しかったため合併協議を申し入れた。小林市も経常収支比率が97.9%と2%上がり、期待されるような状態ではない。地域協議会をきちんと機能させることが住民の不安、懸念の払拭につながる。

・高原町の経常収支比率は0.5%下がっている。起債残高も90億から今年82億になっている。あと5年後には非常に身軽になる。

・財政問題ではなく、どうしたら一体感が出るかということだ。一体感のためには区長は必要なく、職員で十分だと思っている。

・事務所長が住民不安を解消できるような人かどうか大事。事務所長として、高原町、野尻町の人が十分安心できるような職員を置けばよい。

・職員の事務所長の場合に、職位がどの辺にあるかということが大事。  
・人口6万人の市になったら課制では無理があり、部制となると部長が事務所長にな

るのではないか。

・住民の安全安心のため区長は必要だろう。合併して2年経つが、区長がいてこそ、活動もしやすい行動もとりにやすい。市長に直接言っていただけなのは区長ではないか。

・権限さえ与えれば優秀な方はいるので、財政の問題で言えば、そういう方を区長に採用してあげれば良いのではないか。

・合併して誰が一番寂しいかといえば住民である。住民の安全を考えると支所長は絶対に必要なだろう。

・私が基本的に合併反対なのは、小林市からの回答の中に「高原町は危機的財政の中」というのが入っていた。この文言は、高原町が助けてもらわないといけないような感じ。一体となって新しい町をつくり、大き



▲第5回小委員会

くしてスケールメリットを求めるのは大賛成。商工会は合併しなくて良いのではという意見がほとんどである。

・みんなで一つになって合併するため、過去のことは考えずに前向きに結束していこう。高原町、野尻町の人たちが安心するためにどうしたら良いのか。

・1市2町のお互いの立場を尊重しあって、2町の住民の合併に対する期待と不安と動揺を小林市が心広く対応してくれるか、心情的な問題を優先しなければこの問題は片付かない。合併を成就させることが大事。

・みんなの気持ちとしては合併するんだということ。区長を設置することは決まっている。

・副市長格の区長を置くのか、事務所長を置くのか、財政の問題が出てくるのは当然だ。新市の一体感の醸成、それぞれの地域の特徴を生かして、ある程度の期間は、職員ではなく区長を置いて、一定程度の権限を持たせてほしい。

### ■新市基本計画(第4章)第8章

意見を踏まえ、新市基本計画の第4章、第8章については、次回協議・確認することとしました。

・バリアフリーという考え方から、今は高齢者、子ども、障がい者、すべてを含んだユニバーサルデザインという考え方に進んできており、そういう発想の方が良いのではないか。

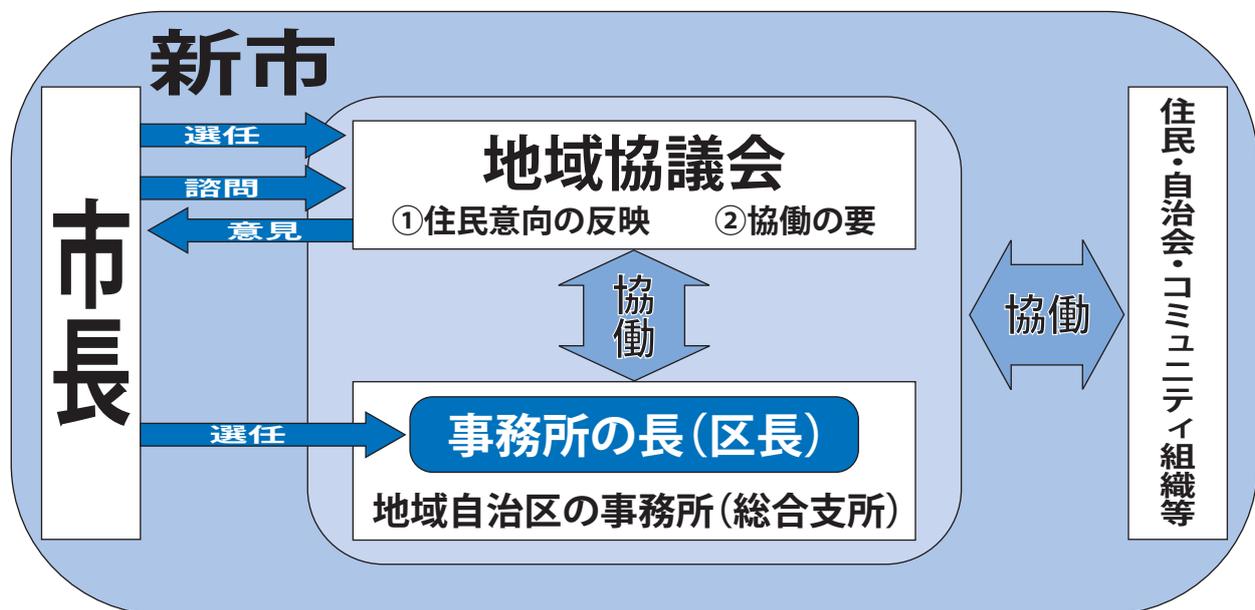
・病院問題について、今年4月に県が見直した医療計画では周産期医療、小児救急医療、がん医療等が都城市に再編ということになっている。県の医療計画を念頭に置いた考え方ができないか。

●**高原町・野尻町の区域に合併新法による地域自治区を設置する予定です。**

1. 設置目的	住民に身近な事務の処理にあたり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図ることを目的に設置します。
2. 設置根拠法令	市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）第 23 条
3. 設置	合併協議会の協議により設置することができます。関係市町議会の議決が必要です。
4. 設置期間	合併協議会で定める期間ですが、概ね 10 年以内が適当です。
5. 設置区域	旧市町単位を設置区域とします。
6. 規約等	規約制定の義務付けはなく、必要な事項は協議で定めます。
7. 地域自治区の機能	①地域の住民の意見を行政に反映 ②行政と住民との協働による地域づくりの場 ③市長の権限に属する事務
8. 地域自治区の事務所	地域自治区の事務所は必ず設置しなければなりません。市町村合併により、旧市町に総合支所を設置する場合は、その総合支所に設置する場合があります。 地域自治区の事務所の役割 ①市長の権限に属する事務 ②地域協議会の事務処理
9. 地域自治区の職員	地域自治区の事務所の長及び職員は、新市の職員を充てます。
10. 地域自治区長	地域自治区の事務所の長に代えて、合併協議会の協議により、地域自治区に期間を定めて特別職の区長を置くことができます。区長は市長が選任します。
11. 地域協議会	地域の公共的団体代表、学識経験者、公募市民等で構成する地域協議会を設置します。 ア. 構成員 地域自治区の区内に住所を有する者のうちから市長が選任します。 イ. 任期 4 年以内 ウ. 協議会委員の報酬 支給しないことができます。 エ. 権限等 (1)次に掲げる事項のうち、市長、その他の市の機関（教育委員会等）により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長、その他の市の機関（教育委員会等）に意見を述べるすることができます。 ①地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 ②①のほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ③市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 (2)市長の対応等 ①市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければなりません。 ②市長、その他の市の機関（教育委員会等）は、(1) 及び (2) の①の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。
12. 解散	設置期間満了により解散します。

※上記の表は合併新法の制度内容ですので、高原町・野尻町の地域自治区の具体的な内容は現在協議中です。

## 地域自治区のイメージ



## ■住民のニーズと期待 (住民アンケート調査結果から抜粋)

合併に対する期待や心配、新市の将来イメージなどについて、住民の意向を把握するため、平成20年5月に住民アンケート調査を実施しました。

調査対象は、小林市・高原町・野尻町に居住する18歳以上の男女の方々に、あわせて3,000名の方に調査を依頼した結果、1,204票の回答（回収率40.1%）が得られました。以下、この結果をもとに住民の皆さんのニーズと期待を分析し、まとめました。

住民アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

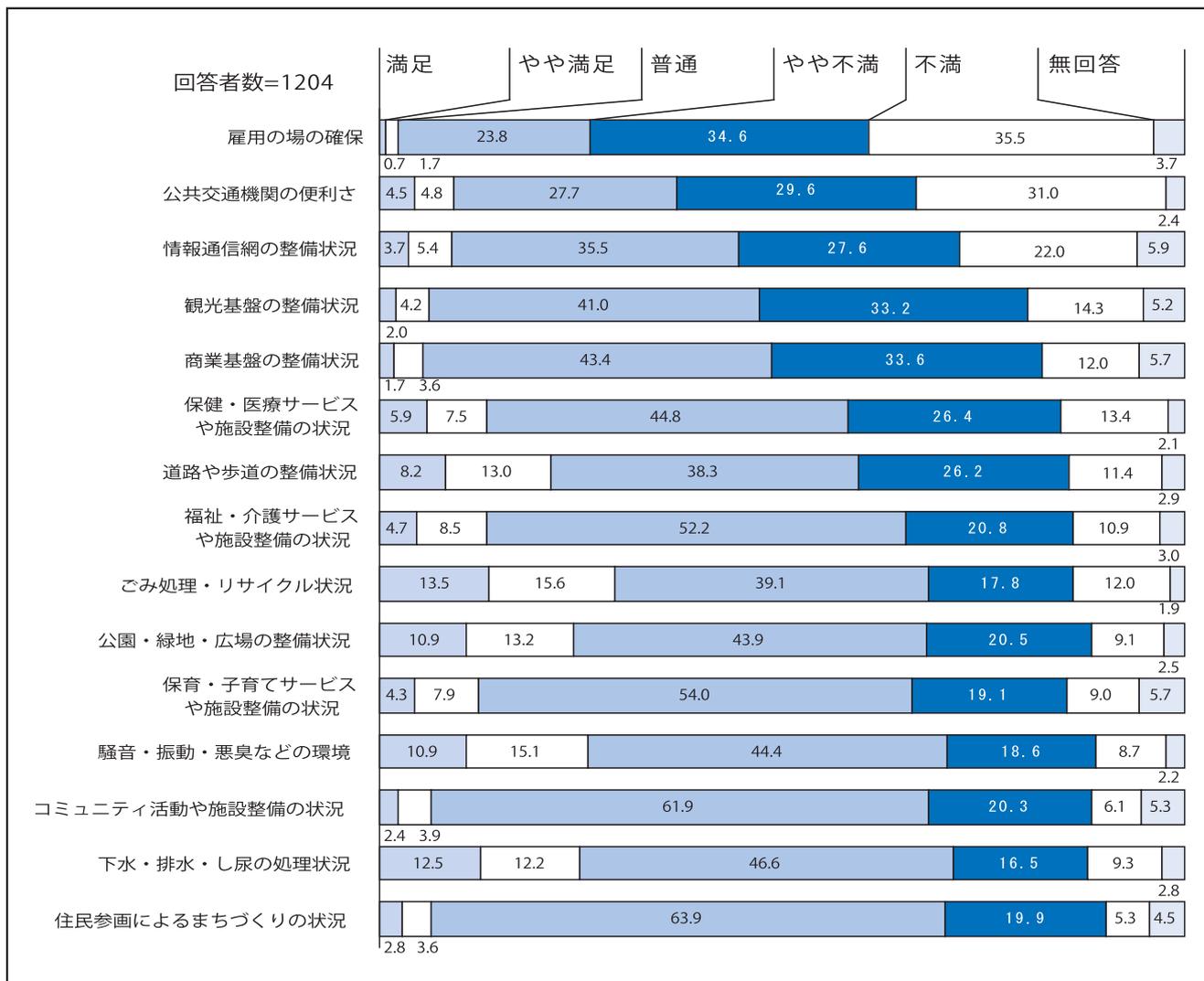
### (1) まちの現状の評価

現在、お住まいのまちの生活環境について、26項目にわたって現状の満足度をお聞きしましたが、「やや不満」「不満」の回答が多かった順に上位15項目を示すと以下のとおりとなりました。

「雇用の場の確保」、「公共交通機関の便利さ」、「情報通信網の整備状況」、「観光基盤の整備状況」などへの不満が大きく、「交通・情報」と「産業・雇用」が住民にとって最大の課題と認識されていることがうかがえます。

#### お住まいのまちの生活環境 不満の大きい上位 15 項目

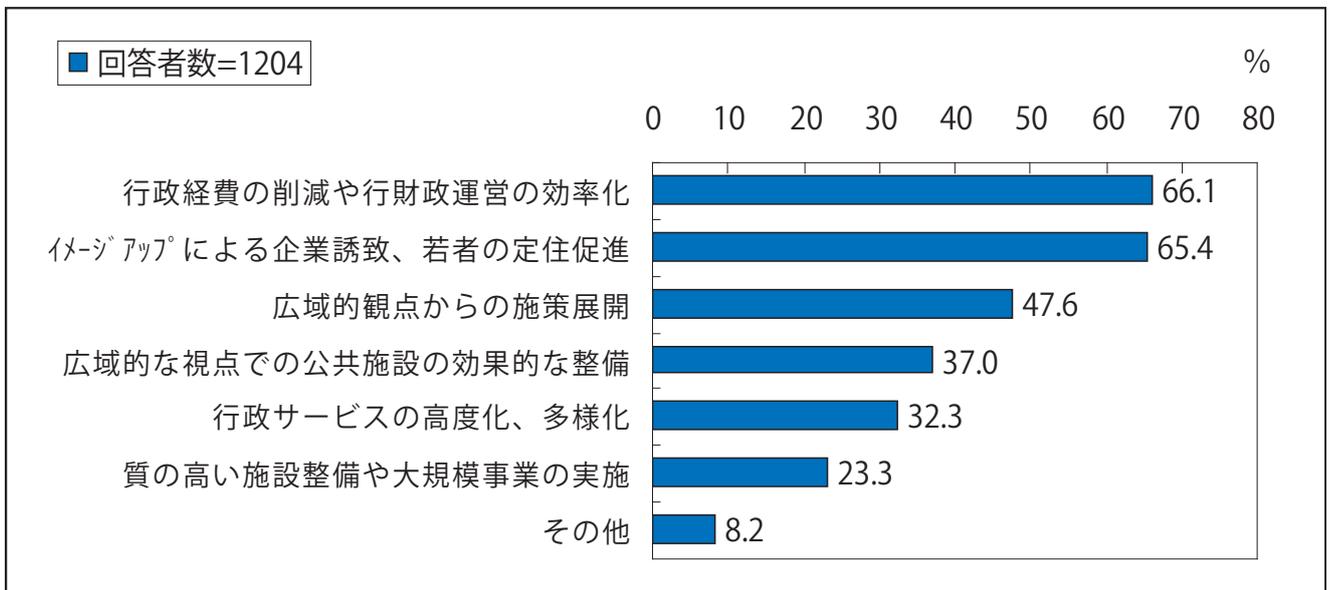
(単位：%)



## (2) 合併で期待すること、不安なこと

合併した際に期待することについては、「行政経費の削減や行財政運営の効率化」と「イメージアップによる企業誘致、若者の定住促進」の2つがほぼ同率で1位と2位を占めています。次いで「広域的視点からの施策展開」や「広域的な視点での公共施設の効果的な整備」など、より大きな視点に立った新しいまちづくりへの期待が示されています。

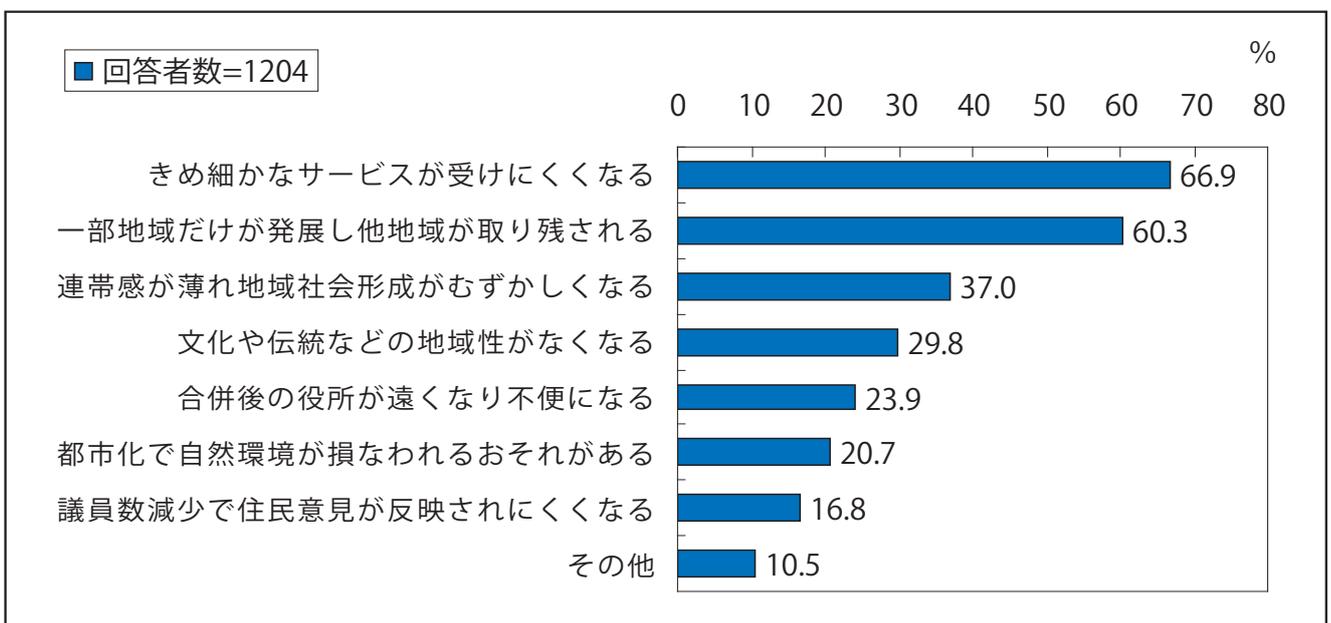
### 合併で期待すること（複数回答）



一方、合併で不安なことについては、「きめ細かなサービスが受けにくくなる」と「一部地域だけが発展し他地域が取り残される」の2つが6割以上の高率で1位、2位を占めて、これらへの強い懸念が示される結果となっています。

次いで、「連帯感が薄れ地域社会形成がむずかしくなる」と、「文化や伝統などの地域性がなくなる」が、3位、4位で続いており、これまでに長年にわたって築いてきた地域の伝統や文化などが薄れていくことへの懸念も強いものがみられます。

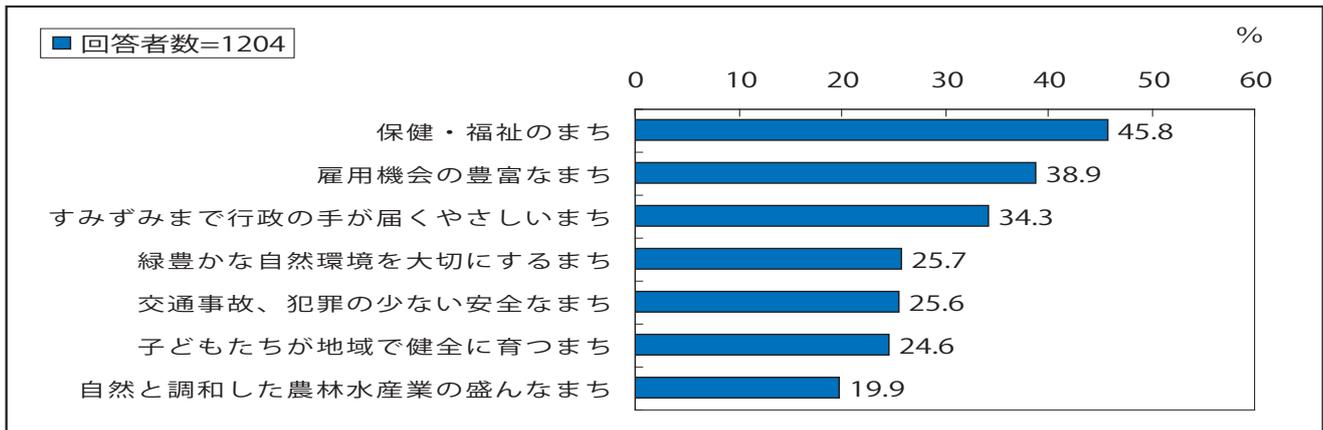
### 合併で不安なこと（複数回答）



### (3) 新市の将来イメージ

合併した際の、新市として目指すべき将来イメージについてお聞きしたところ、第1位は「保健・福祉のまち」、第2位は「雇用機会の豊富なまち」、第3位は「すみずみまで行政の手が届くやさしいまち」という3つの将来イメージが上位を占める結果となっています。次いで自然環境を大切にすまち、安全なまち、子どもが健全に育つまちなどが続く結果となっています。

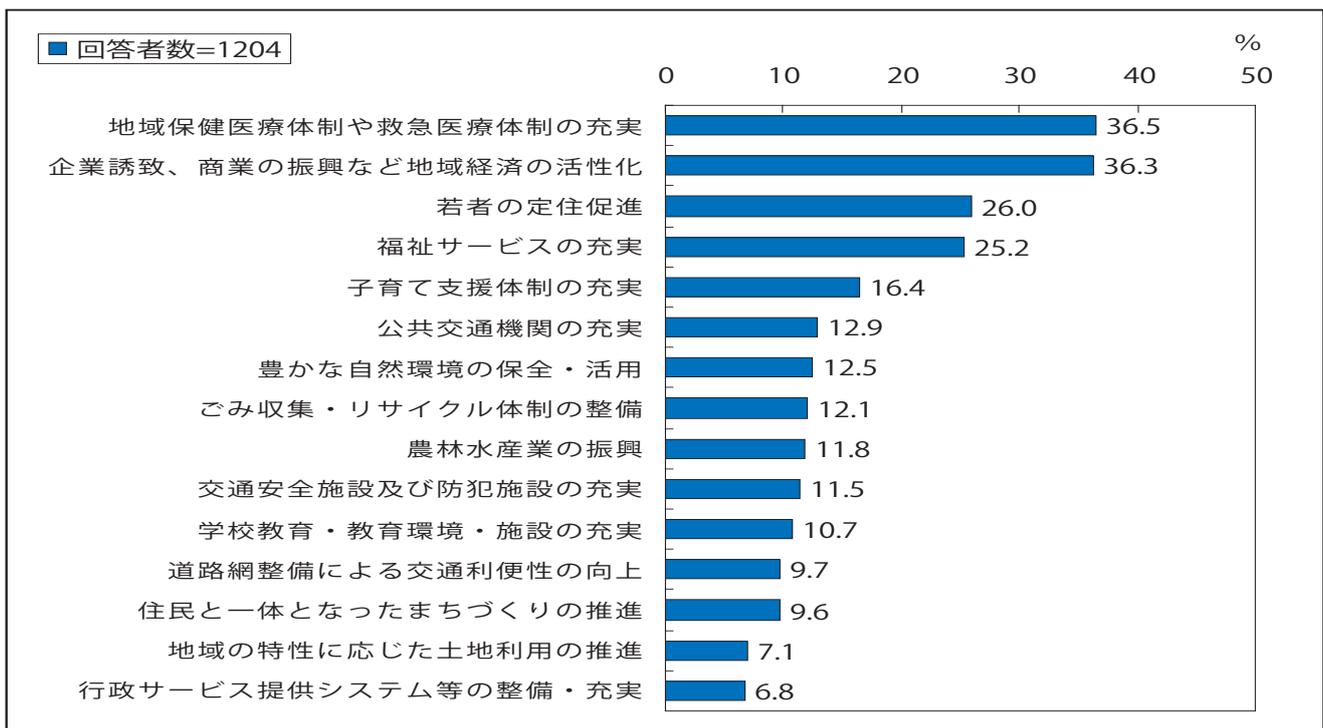
新市の将来的なまちづくりのイメージ 上位7項目（複数回答）



### (4) 新市として優先的に取り組むべき施策

合併した際に、新市として優先的に取り組むべき具体的な施策についてお聞きしたところ、上記の将来イメージの結果と対応して「地域保健医療体制や救急医療体制の充実」と「企業誘致、商業の振興など地域経済の活性化」が1位、2位を占める結果となりました。次いで「若者の定住促進」、「福祉サービスの充実」、「子育て支援体制の充実」等が上位を占めています。

新市として優先的に取り組むべき施策 上位15項目（複数回答）



## 合併ちびもQ&A

**Q** 合併協議会で策定する新市基本計画とはどのようなものですか？

**A** 合併新法に基づく新市基本計画は、具体的な施策を盛り込み、合併後の新市におけるまちづくりの方向を示すもので、いわば合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものです。

計画の期間については、特に法律上定められているわけではありませんが、最近の合併の事例をみると、概ね10年となっています。

また、計画に盛り込むべき事項やその内容は、基本的には合併協議会において、合併関係市町の自主的判断で策定されるものですが、合併新法第6条に計画に盛り込むべき事項が例示されています。

新市基本計画は、合併の是非を判断するための重要な判断材料となるもので、合併協定項目の一つとして作成されるものです。合併新法に基づく合併推進債などの財政措置は、この計画に基づいて講じられることとなります。

### 【編集・発行】

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
〒 886-8501 小林市大字細野 300  
TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037  
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp  
URL :http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/

### 各市町の合併担当窓口

小林市合併推進室  
TEL.0984-23-7035 FAX.0984-25-1037  
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

高原町まちづくり推進課  
TEL.0984-42-2111 FAX.0984-42-4623  
E-mail:machi@town.takaharu.lg.jp

野尻町総務企画課  
TEL.0984-44-1100 FAX.0984-44-0649  
E-mail:soumu-kikaku@nojiri-town.jp

ホームページをご覧ください。

ホームページでは協議会の開催予定や協議状況、協議会日よりなど、常に最新の情報を更新しながら、お知らせしています。

また、会議資料と会議録は、協議会事務局で閲覧できます。ぜひ協議会のホームページをご覧ください。



<http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/>

## 協議会・小委員会を傍聴しませんか。

### 第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日時：平成20年9月18日（木）午後6時～  
場所：小林市役所4階大会議室

### 第7回合併協議会

日時：平成20年9月25日（木）午後1時30分～  
場所：野尻町農村環境改善センターホール

※日程は変更になる場合がありますので、事前に事務局にご確認ください。

こちら編集室

▼協議会に設置された2つの小委員会での協議も山場に差し掛かってきました。小委員会の協議結果では、高原町と野尻町に合併新法に基づいてそれぞれ地域自治区が、合併の日から平成28年3月末まで約6年間設置される予定です。▼合併に対する住民不安の解消と同時に、地域住民の皆さんと行政が互いに連携協力し合って、新市のまちづくりを進める協働のための仕組みとしても期待されています。▼議会議員の定数や任期については、在任特例と定数特例で意見が分かれています。▼住民の皆さんの不安解消と新市への意見反映、一方で厳しい財政状況のもとでの行財政改革の推進という、難しい選択を迫られています。▼事務局としても、地域の将来をどうすべきか、住民の皆さんとともに考え、できるだけ正確な合併情報をお届けできるよう精一杯頑張ります。(下)